

第三次猪名川町男女共同参画行動計画 (素案)

男女がともに参画し
能力と個性が発揮できる社会の実現
猪名川町



平成 29(2017)年3月

兵庫県 猪名川町

目 次

第1章 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
国・県・猪名川町の主なとりくみ・・・・・・・・	2
2 男女共同参画をめぐる国及び県の動向・・・・・・・・	3
第2章 猪名川町の現状と課題・・・・・・・・	7
1 統計からみる現状と対応・・・・・・・・	7
2 住民意識調査からみる現状・・・・・・・・	10
第3章 基本的な考え方・・・・・・・・	12
1 行動計画の基本理念・・・・・・・・	12
2 行動計画の考え方・・・・・・・・	12
3 行動計画の目標年度・・・・・・・・	13
4 計画策定の体制・・・・・・・・	13
第4章 計画が目指すところ・・・・・・・・	14
第5章 計画の内容	
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の入口は、みんなの意識づくり・・・・・・・・	16
基本目標Ⅱ 男女共同参画がめざすものは、笑顔あふれる社会づくり・・・・・・・・	18
基本目標Ⅲ 男女がいっしょに自立して生きるための条件づくり・・・・・・・・	22
基本目標Ⅳ いつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくり・・・・・・・・	25
基本目標Ⅴ 生活セーフティネットを構築する仕組みづくり・・・・・・・・	29
第6章 計画の推進体制・・・・・・・・	32
1 住民の参画と協働の推進・・・・・・・・	32
2 行動計画の推進・・・・・・・・	33

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の背景

少子高齢化の進展や人口減少等、わが国の社会情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、ともにその能力や個性を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会の最重要課題とされ、現在も社会のあらゆる分野においてその推進がなされているところです。

本町においても平成13(2001)年3月に「猪名川町男女共同参画行動計画」を策定し、人権問題の解消や、男女がともに社会のあらゆる分野に参加・参画できる社会の実現をめざす施策が実施されました。さらに、社会情勢の変化に対応するため、平成21(2009)年3月には「猪名川町男女共同参画行動計画(改訂版)」(以下「第一次計画改訂版」という。)が策定されました。

その後、平成24(2012)年3月に「第二次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定し、啓発活動や兵庫県との共催による女性の起業相談会などを中心に男女共同参画の推進を図ってきました。

近年の我が国の男女を取り巻く社会環境をみると、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)」の制定・改正、「次世代育成支援対策推進法」の制定、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」の改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)の施行など、法律や制度面では男女平等が進んできました。しかしながら、現実には、家庭、地域、職場などのあらゆる場面で男女の不平等感がみられ、男性が家事や育児に携わることがふさわしくないと受け止められる傾向が現在も残っているなど、「男は仕事、女は家事・育児」といった男女の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、このような性別役割分担意識を払拭し、男女がともに多様な生き方を選択でき、お互いが対等なパートナーとして協力しあうことができる社会環境づくりが必要です。

一方、国家公務員の人事や処遇などを取扱う人事院では、平成28(2016)年12月にセクシャルハラスメントの防止等に関する人事院規則が改正され、LGBT差別がセクシャルハラスメントとみなされることになりました。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針として、第二次猪名川町男女共同参画行動計画の成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応するとりくみを盛り込んだ「第三次猪名川町男女共同参画行動計画」を策定します。

国・県・猪名川町の主なとりくみ

年	国のとりくみ	県のとりくみ	猪名川町のとりくみ
1999年 (平成11年)	男女共同社会基本法の施行		
2001年 (平成13年)	DV防止法の制定	ひょうご男女共同参画プラン21を策定	男女共同参画行動計画を策定
2004年 (平成16年)	改正DV防止法の施行 改正児童福祉法の施行		
2005年 (平成17年)	次世代育成支援対策推進法の制定		
2006年 (平成18年)	男女雇用機会均等法の改正	ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画を策定 DV対策基本計画を策定	
2009年 (平成21年)	育児・介護休業法改正の一部施行	第3次男女共同参画兵庫県率先行動計画を策定 配偶者等からの暴力対策基本計画を策定	男女共同参画行動計画の第一次計画改訂版を策定
2012年 (平成24年)	女性の活躍促進による経済活性化行動計画を策定	第4次男女共同参画兵庫県率先行動計画を策定	第二次男女共同参画行動計画を策定
2015年 (平成27年)	女性活躍推進法が施行 第4次男女共同参画基本計画を閣議決定	ひょうご子ども・子育て未来プランを策定	第五次総合計画後期基本計画策定 子ども・子育て支援事業計画策定 高齢者福祉計画第6期介護事業計画策定
2016年 (平成28年)		ひょうご男女いきいきプラン2020を策定	
2017年 (平成29年)			第三次男女共同参画行動計画を策定

2 男女共同参画をめぐる国および県の動向

【国の状況】

第一次計画策定以降、国では男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省を踏まえて平成22(2010)年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、現在は平成27(2015)年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」が展開されています。

【兵庫県の状況】

兵庫県では、男女がともに人生のどの時期においても、いきいきと暮らせる社会をめざして、県民、地域団体・NPO、企業、行政等の参画と協働により、さらなる取り組みを展開するため、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度の5か年計画となる「新ひょうご男女共同参画プラン21」が策定されました。

その後、平成28(2016)年3月には、女性の活躍や仕事と生活の両立支援などの5つの重点項目と男性の家庭生活や地域活動への参画の推進などをはじめとする13の推進項目を盛り込んだ「ひょうご男女いきいきプラン2020」が策定され、計画期間は平成32(2020)年までとなっています。

国や県の男女共同参画をめぐる動向としては以下のようなものがあります。

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【国の状況】

平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、政府や有識者に加え、経済界、労働界および地方のトップで協議、合意に基づき策定されました。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進は、女性にとっただけではなく、男性にとっても重要な課題であり、これにより多様な人々の能力が発揮され、活力ある経済・社会を創造していくために重要だとされています。また、国の「第4次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行の変革や男女共同参画社会基本法に基づき女性が指導的地位に成長するための人材育成などが強調されています。そして平成28(2016)年4月から女性活躍推進法が10年間の時限立法として施行されました。

【兵庫県の状況】

兵庫県では、平成21(2009)年6月に企業に人材確保や生産性の向上をもたらす、勤労者に働く意欲や働きがいをもたらす「仕事と生活のバランス」の取り組

みを全県的に推進する拠点を連合兵庫、兵庫県経営者協会と協働の下、県が主導して、兵庫県中央労働センターにひょうご仕事と生活センターが設置されました。

さらに、仕事と家庭および子育ての両立支援に向けて、フォーラムやセミナーが開催され、広く住民や事業所に対する啓発に努めています。また、兵庫県でも女性活躍推進法に基づくセミナーなどのとりくみが展開されています。

(2) 仕事と生活の両立の推進

【国・県の状況】

国の経済情勢は、平成25(2013)年頃から円高不況から脱却し、同年に4.0であった失業率も平成28(2016)年には3.1まで減少し、逆に平成26(2014)年以降の有効求人倍率は、1.0を超える状況が続いています。しかし、勤め先での雇用形態は、契約社員などの非正規雇用者の占める割合は、労働者の37.5%に上るという数値が平成27(2015)年の労働力調査で明らかになっています。また、雇用状況については、正規雇用者の約7割を男性が占めているのに対し、非正規雇用者の約7割は女性が占めています。そして非正規雇用を望む理由としては、家計の補助的な理由が大勢を占めています。なお、このような状況を少しでも改善するためには、男女の働き方の見直しや、男女の家庭・地域活動への参加も不可欠な要因です。

(3) 少子化対策の推進

【国の状況】

国では、これまで「少子化対策」として「次世代育成支援対策推進法」の改正や子ども手当の支給等、さまざまな対策が講じられてきました。

平成22(2010)年1月に国において策定された「子ども・子育てビジョン」は、平成25(2013)年4月に策定された「待機児童解消加速化プラン」や平成26(2014)年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」などが加わりました。そして、平成28(2016)年4月には「子ども・子育て支援法」が改正され、子どもと子育てを応援する社会に向けて「男女共同参画」や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の連携を図っていくことで“社会全体で子育てを支え、個人の希望が実現する社会をめざす”という方向性がより鮮明になっています。

【兵庫県の状況】

兵庫県では、平成27（2015）年度から5年間を計画期間とする「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を策定し、誰もが安心して子育てできる社会づくりを念頭に、市町や地域団体、そして企業や住民などへの方向性を示しながら、地域における少子対策・子育て支援に積極的に取り組んでいます。

（4）男女雇用機会均等などの推進

【国・県の状況】

平成18（2006）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」が改正され、男女双方に対する差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化等が盛り込まれました。

また、平成19（2007）年に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立し、働きに応じた公正な処遇を確保するために、短時間労働者に対して、待遇についての説明の義務化、通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図るなどの法整備が行われました。そして、「妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務」が新設され、平成29（2017）年1月から施行されています。

（5）生活セーフティネットの構築に向けたとりくみ

【国の状況】

国において平成13（2001）年4月に、DVの防止および被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。

また、平成16（2004）年には暴力の定義の拡大や、保護命令の対象の拡大等の一部改正（第一次DV改正法）が行われたほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が定められています。そして、平成25（2013）年7月（第三次DV改正法）には法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても法の適用範囲になることになりました。

【兵庫県の状況】

兵庫県では、平成 18（2006）年4月に被害者の安全を確保するとともに、被害者が自らの意思で生活基盤を回復できるよう支援することを基本として、被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制の整備を柱とする施策を総合的に推進するための「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました。

その後、平成 19（2007）年7月には、「DV防止法」が改正（第二次DV改正法）、平成 20（2008）年1月に施行され、市町村における被害者への支援の充実が求められています。また、平成 21（2009）年度からは「兵庫県DV防止・被害者保護計画」というかたちで計画期間も5年間となり、平成 26（2014）年度からは第3期計画となり、関係機関との連携や総合的なDV対策の更なる推進が展開されています。

DV防止法[平成13年4月成立]

○国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有するとされた。

平成16年6月：第一次改正法

○配偶者暴力相談支援センターに関する改正（配偶者暴力相談支援センターの業務が市町村でも実施可能となった。）

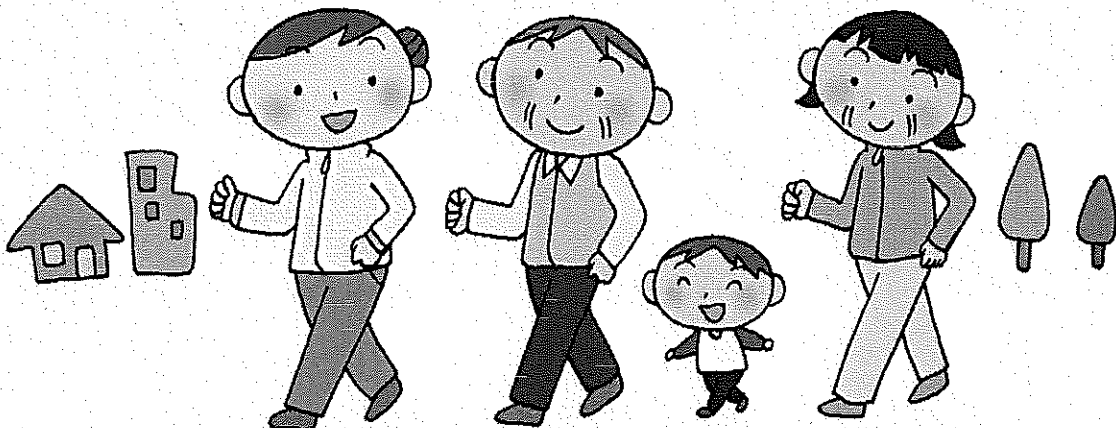
平成19年7月：第二次改正法

○市町村計画の策定（配偶者の暴力防止・被害者保護のための施策の実施に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とする）

○保護命令制度の拡充（生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、被害者への電話等禁止命令および被害者の親族等への接近禁止命令等）

平成 25 年 7 月：第三次改正法

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称が変更され、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力も法律の準用となることが追加



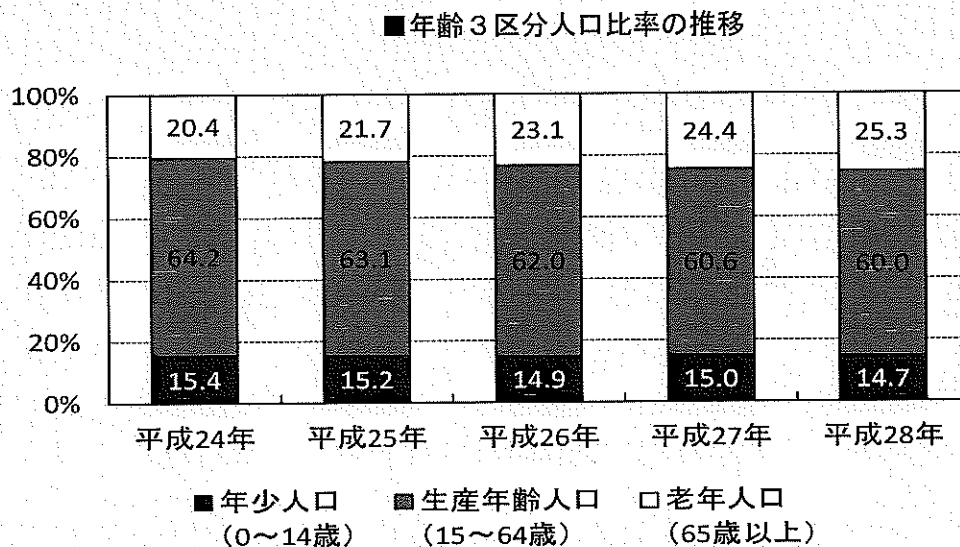
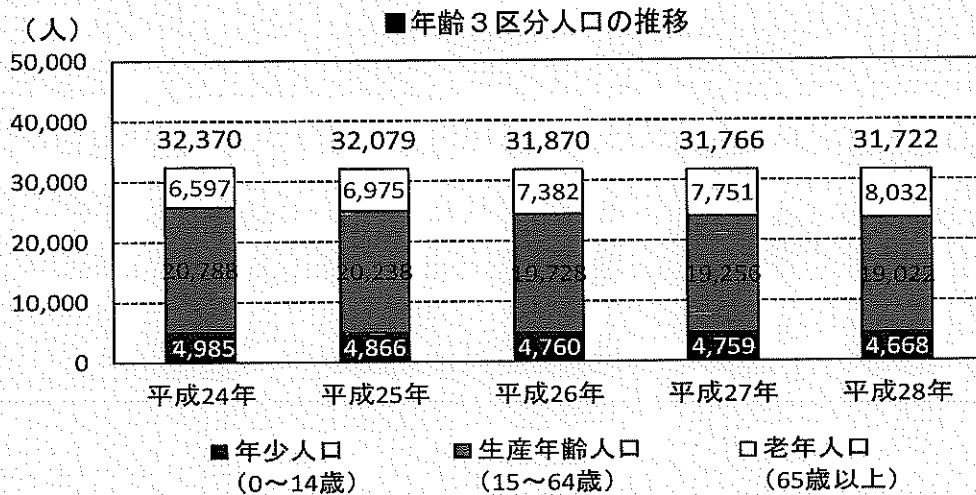
第2章 猪名川町の現状と課題

1 統計からみる現状と対応

①人口の推移

猪名川町の総人口は横ばい傾向にあり、平成28（2016）年3月には31,722人となっており、3月末時点だけを比較すると微減傾向になっています。

また、同時期の年齢3区分別人口比率をみると、年少人口比率（0～14歳）が14.7%、老年人口比率（65歳以上）が25.3%となっており、着実に少子高齢化が進行している状況がうかがえます。従って、男女共同参画という視点から、本計画の「第5章：計画の内容」に示す施策や事業を関係部署との更なる連携のもと、具現化に向けとりくみます。



資料：猪名川町年齢別人口集計表（各年3月末）

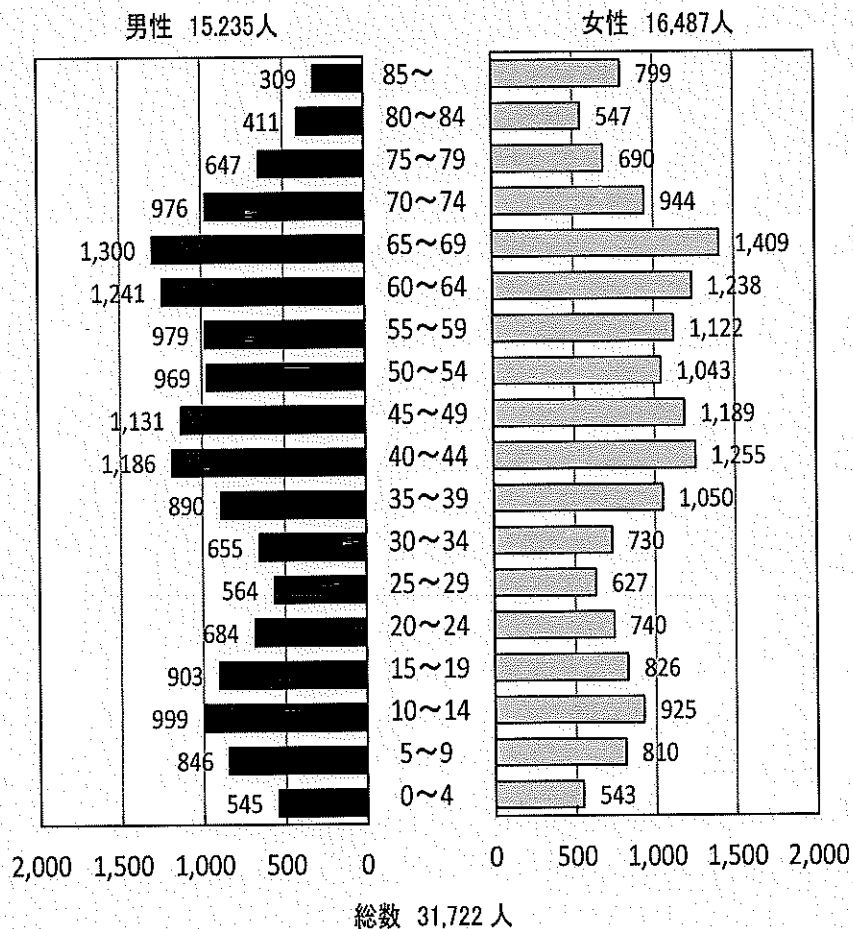
②人口構造

人口構造では、男女ともに、40歳代前半から40歳代後半の人口が多くなっています。また、60歳代前半から団塊の世代といわれた60歳代後半も多くなっています。

平均寿命を反映して、特に85歳以上では男性より女性が顕著に多くなっています。

このことから本計画の「第5章：計画の内容」に示す「いつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくり」が大切になることから、担当部署との更なる連携を図りながら男女の健康づくり支援や高齢者のサポート体制の強化にとりくみます。

■人口ピラミッド

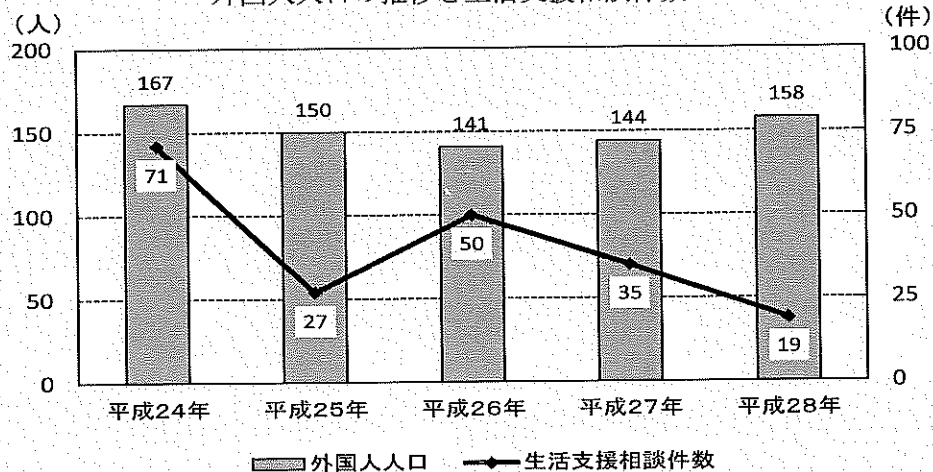


資料：猪名川町年齢別人口集計表（平成28年3月末）

③外国人人口（資料：猪名川町年齢別人口集計表：各年3月末）

猪名川町の外国人人口をみると、平成28（2016）年には外国人が158人となっています。また、外国人生活支援相談件数は平成28年で19件となっています。外国人の人口や生活支援相談件数は微増・微減を繰り返しますが、本町では、在住外国人が暮らしやすいまちづくりをめざし、行政サービスの国際化や生活情報の提供の充実を図ります。そのために本計画「第5章：計画の内容」に示す「国際理解教育の実施及び国際交流のとりくみ」を関係部署と連携を図りながらとりくみます。

外国人人口の推移と生活支援相談件数

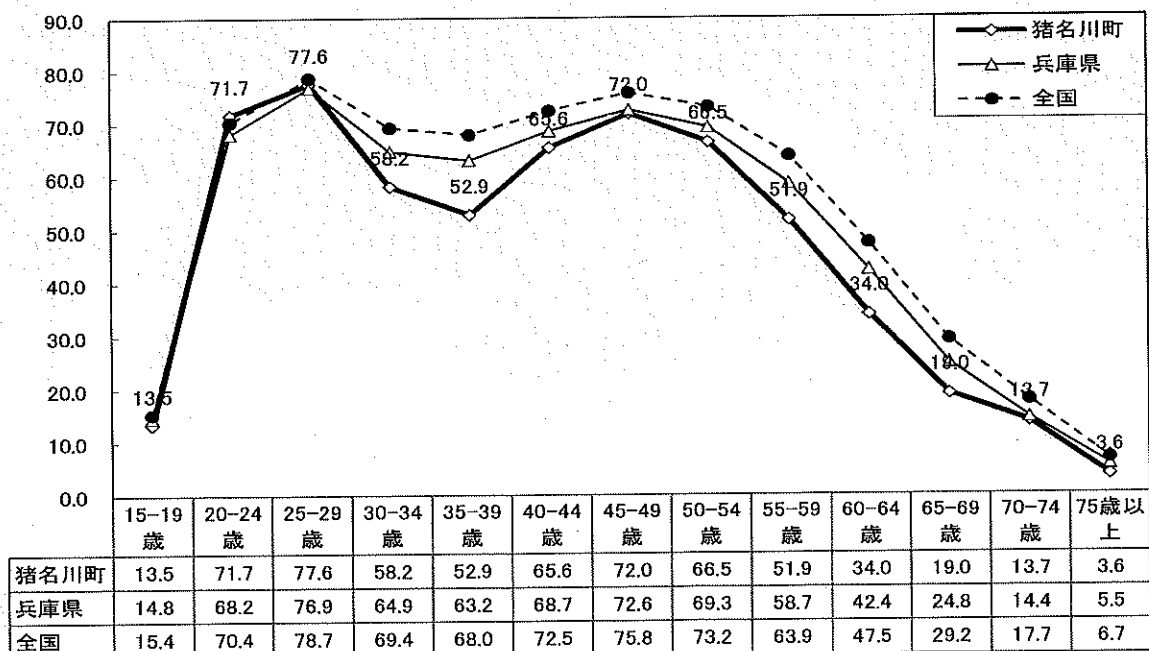


④女性の労働力率（資料：平成22年国勢調査）

女性の労働力率は子育て期にある30歳代前半で低下し、その後上昇するM字カーブを描いています。本町では30歳以上において全国平均・県平均をとともに下回っており、特に30歳代後半の労働力率が低いことから、子育て支援などのとりくみの充実を図ります。

労働力率(%)

■女性の年齢階層別労働力率



2 住民意識調査からみる現状

男女共同参画について、住民のみなさんがどのように感じているか、その実態を把握するため、満20歳以上の住民を対象にアンケート調査を実施しました。

ここでは、アンケート調査等の結果から見る住民の意識についてまとめます。

調査の概要

対象者	平成28(2016)年12月末現在、本町に住む満20歳以上の男女から無作為に抽出
実施時期	平成29(2017)年2月
配布数	1,000人
回収数／回収率	2月28日現在、333件回収／33.3%
分析済状況	2月24日現在、152件(男性60・女性89・不回答3)

※2月24日現在で回収した152件から見受けられる特徴

【以下の内容は、中間的な速報値で、結果ではありません。】

1. 回答者の年齢については、40歳～69歳で67%を占めている。
2. 男性・女性のどちらが優遇されているかという質問については、雇用機会や職場、賃金で男性が優遇されているという回答が77%を占めた。
3. 上記の2に次いで男性が優遇されているという回答が多かったのは、社会の習慣やしきたりで優遇されているという内容で、69%を占めた。
4. 日常生活における「理想と現実」を聞いた問題で、「生活費の確保は主に夫である」とする設問においては理想と現実には大差はなかったが、「家事や近所づきあい、育児」については、理想は夫婦共同としながらも現実的には「妻の負担割合が多い」状況となっている。
5. 世間でよくいわれる「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に賛成するかという問いに関しては、49%の人が賛成すると答えている。

6. 女性が働き続けるために必要なことは？という設問に対しては、「子どもを預けられる環境の整備」が数値的には突出している。
7. 仕事と家庭生活や地域活動の優先度合に関する質問では、「バランスをうまくとりたい」という回答が突出している。
8. 災害時の避難所などで「性別への配慮」を聞いた質問では、トイレや更衣室、洗濯干し場に配慮が必要であるという回答が多い状況にある。
9. セクシャルハラスメント（性的な嫌がらせ）やドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力）の有無についての質問では、少数ではあるが「ある」という回答が寄せられている。
10. 上記9の被害についての相談先は、家族や親せき、友人などが多い反面、何も相談しなかったという状況も比較的多い状況であることが判明した。
11. 男女共同社会という名称や言葉を聞いたことがあるかという問いについては、「聞いたことはあるが、内容までは熟知されていない」状況が数値から読みとることが出来る。
12. 男女共同参画について学習したことがあるかという問いについては、「7割以上が学んでいない」という結果になった。
13. 男女共同参画社会の実現に向け、町が力を入れるべき項目は？という問いについては、「性別にこだわらない教育や進路指導を求める」という回答と「高齢者の施設の充実」が上位を占めた。
14. 男女共同参画社会の実現に向け、住民が力を入れるべき項目は？という問いについては、「家庭や地域、職場などの身近な場から男女共同参画を実現する」という回答と、「地域や町の行事に参加し、様々な人とコミュニケーションをはかる」という回答が上位を占めた。

第3章 基本的な考え方

1 行動計画の基本理念

住民一人ひとりの人権尊重・男女共同参画の意識を育むとともに、社会のあらゆる分野において「参画したい人が参画できる」環境が整備され、男女がその「能力や個性を十分に発揮できる」男女共同参画社会の実現をめざします。

■行動計画の基本理念

男女がともに参画し
能力と個性が発揮できる社会の実現
猪名川町

2 行動計画の考え方

本計画は、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化し、ともに責任を担う社会を形成するとりくみである男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、本町が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」及び「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19（2007）年改正）」（第二次DV改正法）第2条の3に定められた「市町村基本計画」として位置づけています。

策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「ひょうご男女いきいきプラン2020」を勘案し、「第五次猪名川町総合計画後期基本計画」をはじめ、「猪名川町子ども・子育て支援事業計画」や「猪名川町高齢者福祉計画」などの部門別計画との整合性を図って策定しました。

3 行動計画の目標年度

計画の期間は、平成29（2017）年度から平成33（2021）年度の5か年とします。また、社会情勢の変化や国、県の行政施策の動向などを踏まえ必要に応じて、随時計画内容の評価検討と見直しを行います。

4 計画策定の体制

「猪名川町男女共同参画推進懇談会」において審議を重ねるとともに、「猪名川町男女共同参画に関する住民意識調査」や「パブリックコメント」を実施するなど、広く住民の意見を聴き、その反映に努めました。

第4章 計画が目指すところ

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の入口は、みんなの意識づくり

本町は、現在も「性別による固定的な役割分担意識」が根強く残っています。男女共同参画社会を実現するうえでこうした意識を改めていくことが、第一の課題といえます。

また、男女共同参画を進めていくうえで基本となるのが「人権の尊重」です。一人ひとりが性別によって固定的な役割などを押し付けられるのではなく、人間として尊重されるという理念のもと、何事にも男女がともに参画することを前提に、あらゆる人権問題の解決をめざした教育や啓発を推進します。そして、男女共同参画がより正しく理解されるために学習の機会を増やし、正しい表現や情報をより浸透させることによって知識を豊かにし、同時に男女共同参画社会を実現するための意識の高揚をめざします。

基本目標Ⅱ 男女共同参画がめざすものは、笑顔あふれる社会づくり

審議会・委員会や地域自治組織の役員など、施策・意思決定過程への女性の参画は不可欠です。しかし、状況的には性別に起因した固定的な考え方や経験や自信の無さを理由に敬遠された時代もありましたが、このような問題は、地域で支えあうという意識の醸成のうえに成立するものと思われます。そのためには、住民一人ひとりが生活の中で生じた課題を自らの問題としてとらえ、その解決に向けて積極的にとりくんでいくことが大切です。男女がともにあらゆる分野に参画できる組織の体制づくりを進め、地域全体で男女共同参画社会の気運を高めながら、男女共同参画による笑顔あふれる社会づくりをめざします。

基本目標Ⅲ 男女がいっしょに自立して生きるための条件づくり

本町の現状は、「男は仕事、女は家事・育児」という状況がまだまだ残っています。現在、国・県・市町村では、男女がともに協力し合って家庭生活や職業生活を送ることができるよう、家庭や企業、行政が一体となって各種制度の周知やサービスの充実にとりくんでいます。就労や子育て、介護の問題はそれぞれが相互関係にあり、男女がともにワーク・ライフ・バランスがとれた生活が営めるよう、一体的な施策の展開を推進していくこ

とが重要です。

「女性の社会参画」や「男性の仕事以外の生きがいづくり」をはじめ、相互の生活面における自立を促すため、男女がともに自立して生きるための条件づくりをめざします。

基本目標Ⅳ いつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくり

男女共同参画社会の実現には、男女が生涯にわたって心身とも健康で充実した生活を送ることが重要です。

特に、女性は妊娠や出産など、一生涯を通じて男性とは異なる健康管理が必要になります。

本町では、妊娠・出産後も働きたいと望む女性の割合も高く、日常的な健康管理も含め、妊娠中及び出産後も安心して働くことができる環境を整備することが求められています。

男女ともに生涯にわたり心と体の健康に関心をもち、取り巻く環境を常に視野に入れながら互いの性と生命を思いやりながらいつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくりをめざします。

基本目標Ⅴ 生活セーフティネットを構築する仕組みづくり

男女共同参画を推進していくためには、誰もが社会のあらゆる分野に参画できるしくみとして、社会の安全の確保や相談体制などの充実が求められています。

住民意識調査でも何らかのかたちで配偶者や交際相手から暴力被害を受けている状況が明らかになっていますが、DVに対する認識は薄く、被害が潜在化しやすい傾向にあります。そのため、DV防止に関して更に啓発を行うなかで理解を深め、DV被害の把握に努めるとともに、被害者の支援体制を強化する必要があります。

本町でも相談員を配置し、地域におけるDVの防止、被害者の保護・自立支援に関する第一次的な対応機関としての更なる充実をめざします。

特に立場の弱い子どもや女性、高齢者などに対する暴力を未然に防止するため、啓発や相談体制を一層整備し、高齢者などの介護や看護といった家庭内の課題に対応する各種サービスの充実は行政の重要な役割であると考えています。

本計画は、「第二次DV改正法」の「市町村基本計画」を兼ねることとしており、男女間のあらゆる暴力を根絶するしくみづくりをめざします。

第5章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の入口は、みんなの意識づくり

基本課題1 男女共同参画の意識づくりのための啓発

No	施策	主な事業	担当課
1	男女共同参画の理解につながるとりくみ 男女共同参画の視点を重視しつつ、人権との相互関係も視野に入れた研修会や講演会などを行います。また、若者やニートの人たちも参加しやすい研修テーマなどにも配慮します。県などの協力も得ながら、起業相談会などの具体的に学べる機会づくりにとりくみます。	・講座・講演会やフォーラム・相談会の開催	福祉課 (人権推進室)
2	男女共同参画に向けた啓発のとりくみ 広報紙やホームページなどのさまざまな方法で男女共同参画の重要性や必要性について広報・啓発を行います。	・町と関わりのある団体に男女共同参画の啓発を行う ・男女共同参画の広報と情報を提供 ・ホームページなどによる啓発	福祉課 (人権推進室) 企画財政課 (秘書広報室)
3	男女共同参画に関する調査・研究のとりくみ 社会制度や慣行などにおける性別的な役割分担意識の払拭をめざし、男女共同参画に関する各種調査や研究にとりくみます。	・男女共同参画関連の情報の収集、提供 ・男女共同参画に関する意識調査の実施 ・人権や男女共同参画意識についての研究の実施	福祉課 (人権推進室) 学校教育課

■男女共同参画の意識づくりのための啓発：行動数値目標

No	男女共同参画の意識づくりのための啓発内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	講演会、フォーラム、相談会の開催回数	3回	4回	4回
2	町広報紙などにおける掲載回数	3回	7回	7回
3	アンケート、意識調査の実施	1回	4回	5回

基本課題2 男女共同参画に関する学習の推進

No	施策	主な事業	担当課
1	男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進 学校・幼稚園・保育園では、人権の尊重、男女平等、相互理解と協力、男女共同参画に関する指導の充実を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を尊重し、豊かな心を育む教育にとりくみます。また、次世代を担う子どもたちが性別にとらわれず、将来、職業をもつ社会人として自立していくために必要な意欲・態度・能力を育むキャリア教育にとりくみます。	・男女共生教育の推進 ・子どもの人権に配慮した教材などの選定 ・適切な指導方法の研究、資料の整備 ・道徳教育、人権教育、進路指導、生徒指導の充実	学校教育課 こども課 (保育園)
2	職員、教職員研修の充実に向けたとりくみ 男女共同参画の視点に立った行政運営・教育を実践できる人材を育成するため、職員、教職員、保育士などを対象にした研修を実施し、意識啓発に努めます。また、男女共同参画の視点から、業務をチェックする担当職員を男女共同参画推進員として育成・設置し、庁内全体の男女共同参画への意識を高めます。	・男女共同参画推進員の育成 ・職員、教職員研修の充実 ・男女共生教育に関する研修の実施	総務課 福祉課 (人権推進室) 学校教育課
3	学校・園運営への男女共同参画の推進 教職員や保育士の校務分担やPTA活動のなかで性別的な役割分担意識の存在の有無について点検します。	・学校・幼稚園・保育園での適材適所による人材の登用 ・男女がともに参画できる組織づくりへの支援	こども課 (保育園) 学校教育課 教育振興課

■男女共同参画に関する学習の推進:行動数値目標

No	男女共同参画に関する学習の推進内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	学校・幼稚園・保育園間での連絡会議	1回	1回	1回
2	セクハラ・パワハラ等の職員、教職員の研修	1回	1回	1回
	男女共同参画推進員の育成を目指した研修	1回	1回	3回
3	関係者との意見交換会(こども課、学校教育課)	1回	1回	1回
	関係者との意見交換会(教育振興課)	3回	3回	3回

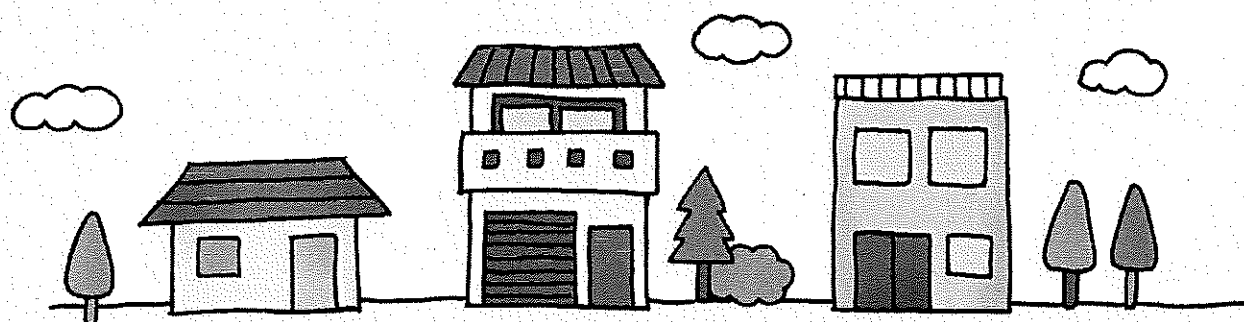
基本目標Ⅱ 男女共同参画がめざすものは、笑顔あふれる社会づくり

基本課題1 政策、方針決定の場への女性の参画推進

No	施策	主な事業	担当課
1	審議会などへの女性の登用のとりくみ 審議会などの委員に占める女性の割合の引き上げを常に意識しながら、今後も積極的に審議会の女性登用を図ります。 審議会や委員会委員の選出方法にも視野を広げ、女性委員比率0%状態を解消させ、女性委員比率の上昇をめざします。	・審議会などへの女性の登用の促進	各課
2	女性職員の幹部職員への登用と育成 女性職員について、研修などへの参加を促進すると同時に、昇任や管理職への登用を進めながら職域の拡大を図り、女性の視点が生かせる職場づくりをめざします。	・意識改革やスキルアップのための研修実施 ・女性教職員の管理職への積極的登用	総務課 学校教育課

■政策、方針決定の場への女性の参画進出:行動数値目標

No	政策、方針決定の場への女性の参画進出の内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	審議会などの女性割合	33%	39%	40%
2	女性職員の幹部職員への登用（総務課）	18.4%	24.6	30%
	女性職員の幹部職員への登用（学校教育課）	57%	38%	50%



基本課題2 地域活動への男女共同参画の推進

No	施策	主な事業	担当課
1	地域団体における連携と男女共同参画のとりくみ しきたりや慣習にとらわれず、男女が地域活動に参画することができるよう、啓発活動に努めます。男女の枠を超えたまちづくりや地域活動の充実を図るため、地域における講座・イベント等を支援し、参加を促進します。自治会やまちづくり協議会などの地域団体に対し、活動が積極的に行われるよう講師派遣や情報提供、相談などの支援を行い、協働できる体制づくりを推進します。また、住民がとりくむ男女共同参画の啓発の実現をめざします。	・住民の主体的活動との連携による事業展開 ・まちづくり協議会での交流事業の充実 ・自治会、まちづくり協議会への研修講師派遣	建設課 参画協働課
2	男女の地域活動などへの参画に向けた活動支援 男女共同参画の視点に立った各種講演会や講座など開催します。また、託児サービスや手話通訳などを設置するなど、誰もが参加しやすい環境づくりに努めます。研修などを通じて男女共同参画の意識づくりを促進し、男女共同参画を進めるリーダーの養成と学習グループのネットワークづくりをめざします。	・地域活動における女性の活躍促進 ・シニア世代の地域での活動支援 ・人権教育セミナーの開催	福祉課 (人権推進室)
3	地域防災・防犯における男女共同参画の推進 本町では災害時に周辺地域から孤立する集落が出る恐れがあります。そのため、地域防災や災害復興対策について、男女のニーズの違いを施策に反映し、安全で安心な地域生活を築くためのとりくみを強化します。また、防犯意識の高揚や女性が被害者となりやすいひったくりなど予防のための地域防犯活動の支援・充実を図ります。	・男女共同参画を踏まえた自主防災会研修及び訓練の実施 ・女性消防団員への入団支援 ・防犯パトロールの充実	総務課 (危機管理室) 消防本部 参画協働課
4	男女共同参画による環境問題へのとりくみ 本町の里山や自然がもたらす恵みを守るため、男女がともに自然環境の保全やごみの減量、地球温暖化などの環境問題について認識を深め、教育や学習の機会の拡大を図ります。また、地域における環境保全に向けたクリーンアップ作戦や猪名川クリーン作戦などのとりくみへの男女の参加を促進します。	・環境住民会議や各団体への女性の参画の促進 ・森林整備事業の担い手として女性の参画の推進 ・清掃活動や環境保全へのとりくみの推進	産業観光課 (クリーンセンター)

No	施 策	主な事業	担当課
5	男女共同参画によるまちづくりや観光施策のとりくみ 男女がともに地域の文化や産業に親しみながらまちづくりに参画し、地域の活性化を推進します。また主体的に活動できるリーダーや女性参加者の育成にとりくみます。	観光関連団体への女性の参画の促進	産業観光課 参画協働課
6	国際理解教育の実施及び国際交流のとりくみ 多文化理解や国際的な人権感覚を身につけるため、姉妹都市であるオーストラリア・バララット市との交流をはじめ、国際理解に向けた教育を推進するとともに、児童、生徒及び住民を対象とした学習機会の創出に努めます。 在住外国人が暮らしやすいまちづくりとして、行政サービスの国際化や在住外国人に対する生活情報の提供を行います。また、住民の自主的な交流活動を促進します。	- 在住外国人への支援 - 相互交流の推進 - 海外情報の収集・提供 - 国際理解教育の推進	参画協働課 学校教育課

■地域活動への男女共同参画の推進：行動数値目標

No	地域活動への男女共同参画の視点に立った推進内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	まちづくり協議会などへの講師の派遣	1回	2回	2回
2	人権教育セミナー	6回	8回	8回
3	自主防災会研修や訓練の実施	26回	20回	30回
	女性消防団員の入団者	1人	1人	10人
4	森林整備事業の担い手としての女性参加	27.8%	20.8%	42%
5	観光関連団体への女性の参画	36.1%	37.5%	40%

No	地域活動への男女共同参画の視点に立った推進内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
6	国際交流推進事業	10回	10回	10回
	国際理解教育の推進（参画協働課）	8回	7回	8回
	小学校における外国語活動（学校教育課）	35時間 /年間	35時間/ 年間	70時間/ 年間

基本目標Ⅲ 男女がいっしょに自立して生きるための条件づくり

基本課題1 家庭生活における男女共同参画の推進

No	施策	主な事業	担当課
1	固定的な性別役割分担意識にとらわれない主体的な生き方の啓発 男女がともに家族の一員としての責任をもち、家事、育児、介護等を担うことができるよう、研修会、講座などを通じて啓発を行います。	家庭生活における相互協力の促進	福祉課 (人権推進室)
2	男性の家庭生活などへの参画の促進 男女共同参画社会を形成することの男性にとっての意義の理解を深め、男女がともに家族の一員としての責任をもち、家事、育児、介護などを担うことができるよう、男性に向けた研修会、講座などを通じて啓発を行います。	父親の学習機会の充実	住民保険課 (健康づくり室) こども課 (子育て支援センター)
3	地域における子育て支援の充実 仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境を整備するため、通常保育・一時保育・延長保育などの多様な保育サービスや学童保育所の充実に努めます。また、子育て支援センターでの事業の周知に努め、地域で子育てを応援するネットワークづくりを推進します。	- 放課後児童健全育成対策としての学童保育の充実 - 子育てグループの育成及び子育て支援ボランティアの育成	こども課 (保育園・子育て支援センター) 住民保険課 (健康づくり室)

■家庭生活における男女共同参画の推進:行動数値目標

No	家庭生活における男女共同参画の推進内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	家庭内の相互協力を促す研修会	1回	1回	3回
2	父親の学習機会の提供	4回	5回	6回
3	子育て支援の情報提供や啓発	一回	14回	17回
	待機児童の減少	6人	0人	0人

基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

No	施 策	主な事業	担当課
1	雇用における男女の均等な機会・待遇、仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発および多様な就業機会の拡大 職場において採用、昇進、配置、教育訓練などで男女平等を推進するため、企業などへの啓発を行います。 また、仕事と家庭、地域の活動などがバランスよくできるよう、住民団体と協働しながら、企業訪問、意見交換を実施し、労働時間の短縮やフレックスタイム制、在宅勤務などの導入に向けた啓発を進めます。 子育て・介護などのライフステージにおける多様でかつ柔軟な働き方が可能となるように関係機関と連携して情報提供に努めるとともに、講座などの開催について検討します。 女性が農業や商工業等自営業の担い手として能力を発揮できるよう、情報提供や学習機会の提供に努めます。	・住民などへのワーク・ライフ・バランスの啓発 ・庁内のワーク・ライフ・バランスを実現するための環境整備 ・新規就農者に対する支援 ・女性の農業に対する情報提供	産業観光課 参画協働課 総務課 福祉課(人権推進室)
2	育児休業、介護休業の普及促進 男女の労働者が仕事と家庭を両立するための一つのとりくみとして、育児休業・介護休業などが取得しやすい環境づくりを推進します。	・育児休業、介護休業制度の理解促進・普及 ・育児休業取得が女性に偏らないための啓発	総務課 学校教育課
3	ひとり親家庭への支援の促進 町では母子家庭自立支援給付金事業、児童扶養手当の周知・活用を呼びかけ、児童の福祉の増進を図ります。 また、社会福祉協議会では、ひとり親家庭などへの生活福祉資金貸付及び離職者支援資金貸付の助成により、ひとり親家庭などの負担の軽減を図ります。	・ひとり親家庭への制度の周知、活用 ・各種貸付制度の継続実施	こども課 福祉課

■ワーク・ライフ・バランスの推進：行動数値目標

No	ワーク・ライフ・バランスの推進内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	住民などへの啓発	1回	1回	3回
2	男性職員の配偶者出産休暇取得率	—%	62.5%	100%
	男性職員の育児参加のための休暇取得率	—%	—%	100%
3	ひとり親家庭への支援活動	一回	3回	3回
	生活福祉資金貸付事業相談件数	16件	22件	30件

基本目標Ⅳ いつまでもいきいきと暮らせる健康長寿の環境づくり

基本課題1 生涯を通じた身体の健康に対する支援

No	施策	主な事業	担当課
1	生涯を通じた男女の健康づくり支援 男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、健康診査やがん検診などの受診を促進し、性差に応じた相談、支援に努めます。 また、健康づくりのため、運動教室・栄養教室・健康相談・こころの相談などを定期的に実施します。 さらに、ライフステージごとに必要な食に関する知識の普及を進め、心身の健康づくりを促進します。 また、地域健康づくり支援員の育成や支援活動を行います。	・乳がん及び子宮頸がんの疾病の予防、健診機会の充実 ・健康教育、健康相談などの実施 ・健康づくり支援員による地域での支援活動 ・食育の推進と“いなの日”の啓発	住民保険課 (健康づくり室)
2	妊娠と出産に関する保護と母子保健対策の充実 妊娠・出産に関する健康相談、保健指導、栄養指導、歯科保健指導や子育て支援ホームヘルパー制度など、母子支援に関するサービスを充実します。	・妊産婦の健康管理に関する啓発、指導の充実 ・子育て支援に関する相談支援やサービスの提供	住民保険課 (健康づくり室) こども課
3	学校における性に関する教育の推進 命の大切さや親になることの意義について思春期の子どもに対して、心と体の発達に関する学習機会の創出に努めます。	・学校における性教育のとりくみの充実 ・性教育のあり方の研究、推進	学校教育課
4	性感染症、薬物などに関する対策の推進 HIV／エイズ、性感染症に対する正しい知識をもち、感染を予防することができるよう、パンフレットなどによる啓発や相談の充実を図ります。 また、薬物乱用防止や性差にもとづいた医療（性差医療）に関する理解が深まるよう、医療機関などとの連携のもと、ポスターの掲示やパンフレットによる啓発、情報提供を行います。	・性感染症・薬物に関する正しい知識を得るためのとりくみの充実	住民保険課 (健康づくり室) 学校教育課

■生涯を通じた身体の健康に対する支援：行動数値目標

No	生涯を通じた身体の健康に対する支援内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	乳がん検診の受診率	19.2%	17.3%	22.5%
	子宮がん検診の受診率	25.0%	24.3%	30%
	健康相談などの開催	195回	220回	250回
	食育の推進などの啓発	52回	35回	50回
2	妊婦健診費用助成（償還・助成券）	延べ 2,187回	延べ 1,078回	延べ 2,040回
	妊産婦歯科検診	221回	205回	322回
	子育て支援に関する相談（乳幼児相談＊発達も含む）（保健センター分）	69回	95回	100回
	子育てヘルパーの利用（こども課分）	—	4人	10人
3	学校における性に関する学習	3時間程度/各学年	3時間程度/各学年	3時間程度/各学年
4	学校における性感染症や薬物の学習（中学校）	2時間程度/各学年	2時間程度/各学年	2時間程度/各学年

基本課題2 高齢者や障がいのある人へのサポート体制の充実

No	施策	主な事業	担当課
1	高齢者に対する健康づくり、生活支援 介護保険事業者との十分な連携を図り、サービスが必要な人がいつでもサービスを受けられる、安心できる地域社会づくりを進めます。特に、地域での介護体制を充実するために、地域密着型サービスの充実を図るとともに、地域で支える体制づくりを進めます。また、要介護状態にならないために、介護予防事業の充実を図ります。	・地域密着型サービスの充実 ・介護予防事業の充実 ・相談機能の充実 ・介護従事者の資質向上	福祉課 (社会福祉協議会)
2	高齢者を支える環境における男女共同参画の推進 健康・長寿のまちづくりを推進し、高齢者の生きがいづくりにつながる社会参加や交流を促進します。社会福祉協議会では、老人クラブ活動やボランティアグループなどの各種団体・グループを支援し、組織の育成を図ります。また、子育ての経験やこれまでの経験を活かした、子育てや介護などの地域活動への積極的な参加を呼びかけ、家庭生活への支援の充実や世代間交流を促進します。なお、高度情報化社会に対応するため、高齢者向けのパソコン教室などの日常生活における支援を図ります。	・シルバー人材センターへの支援 ・老人クラブの活動支援 ・ボランティアグループ等への支援 ・高齢者の日常生活における支援	福祉課 (社会福祉協議会) 福祉課(人権推進室)
3	障がい福祉の充実 障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、自立支援のための支援や就労などのニーズに対応したサービス基盤の確保を進めます。障がいのある方が生きがいをもって生活が送れるよう、学習・スポーツ・社会交流などの各種活動に対する支援に努めます。	・障がい福祉サービスの充実 ・相談支援事業の充実 ・障がいのある方の雇用の促進	福祉課 (社会福祉協議会)

■高齢者や障がいのある人へのサポート体制の充実：行動数値目標

No	高齢者や障がいのある人へのサポート体制の充実内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	介護に関する相談	998回	1157回	1200回
2	高齢者などを対象とした学習講座	16回	16回	18回
	ボランティアグループなどの講習会	44日	53日	60日
3	障がいに関する相談	2,085件	700件	1,000件
	障がいのある方の就労の相談	402件	447件	500件

基本目標Ⅴ 生活セーフティネットを構築する仕組みづくり

基本課題1 ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進

No	施策	主な事業	担当課
1	人権尊重・あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発 暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の予防と根絶に向けた啓発を推進します。 「DV防止法」や「ストーカー規制法」などの周知を図ります。	・学校・園における人権尊重の文化づくり ・DV防止、早期発見、通報に関する啓発活動	学校教育課 福祉課 (人権推進室) こども課
2	DV相談窓口の周知、相談対応 DVの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、相談窓口の充実や児童虐待の相談窓口をはじめとする、庁内の各相談窓口や学校教育機関などと連携を密にし、相談体制づくりに努めます。	・相談窓口の情報提供、周知 ・関係機関との連携体制の確立	こども課 参画協働課
3	DV被害者の保護、自立支援及び関係機関との連携 DV被害者の状況を十分把握した上で、安全性の確保と情報管理を行い、自立支援のための住宅の確保や就労に関する支援を実施します。 DV被害者の支援にあたっては県の機関や他自治体との連携を図るなど、被害者が安全に自立に向けた生活が送れるような支援ネットワークの構築に努めます。	・配偶者暴力相談支援業務の実施 ・被害者自立に向けた支援、相談 ・関係機関との連携体制の確立	こども課
4	DV被害者に関する個人情報の管理 DV被害者の視点にたった個人情報の保護が必要であり、相談員などに対して、個人情報の保護及びプライバシーへの配慮並びに不適切な対応による更なる被害(二次的被害)防止など、DV被害者の側に立った支援が行えるよう、研修会などの場を積極的に活用して理解を促進します。	・職員のDV意識向上のための研修 ・相談員の心理的ケアの実施	こども課

No	施策	主な事業	担当課
5	子どもへの暴力防止に向けた支援 児童虐待の防止などに関する法律の周知を図ります。 児童虐待に関して適切な対応を促進するよう関係機関に周知を図ります。必要に応じて関係機関と連携し児童虐待に関する相談や子どもの安全確認、支援を行います。また、庁内連携を図り、児童虐待防止ネットワークの強化を推進します。	・家庭児童相談の実施 ・児童虐待の早期発見 ・関係機関との連携強化、情報共有システムの確立	こども課

■ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進:行動数値目標

No	ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	学校や園における人権教育推進事業の実施	100%	100%	100%
	DV防止、早期発見などの啓発	一 回	17 回	17 回
2	DV相談窓口の設置	一 回	12 回	12 回
3	DV被害者の自立に向けた相談窓口の設置	一 回	12 回	12 回
4	職員のDV意識向上のための研修(こども課)	一 回	4 回	4 回
5	家庭児童相談の啓発	一 回	17 回	17 回
	子どもへの暴力防止に向けた連絡会議	一 回	4 回	4 回

基本課題2 セクシュアル・ハラスメント対策の推進

No	施策	主な事業	担当課
1	セクシュアル・ハラスメントなど防止への啓発 学校や地域、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、さらにはパワー・ハラスメントの防止に向け、パンフレットなどを活用した意識啓発や研修を実施します。	・職員のセクハラ防止の啓発・研修 ・教育現場におけるセクハラ防止のとりくみ	総務課 福祉課 (人権推進室) 学校教育課
2	セクシュアル・ハラスメントなどに関する相談体制の充実 セクシュアル・ハラスメントの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な援助が幅広く行えるよう、カウンセリングの充実などの相談体制づくりに努めます。	・職員の相談の充実 ・定期的な人権相談窓口の開設 ・男女共同参画に関する広報と情報提供	総務課 福祉課 (人権推進室)

■セクシュアル・ハラスメント対策の推進：行動数値目標

No	セクシュアル・ハラスメント対策の推進内容	実績		目標
		H23 (2011)年	H27 (2015)年	H33 (2021)年
1	職員などのハラスメント防止、啓発研修	0回	1回	1回
	教育現場におけるセクハラ防止、啓発研修	14回	13回	26回
2	定期的な人権相談窓口の開設	12回	12回	12回
	男女共同参画におけるセクハラ防止啓発	2回	2回	3回

第6章 計画の推進体制

1 住民の参画と協働の推進

本計画は男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や本町の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めます。

第5章に掲げた施策を効果的に、実効あるものとし、男女共同参画社会の実現をめざすため、住民、地域団体、企業等との連携を図り、協力して事業の推進を図ります。また、「住民」「地域団体」「企業」のとりくみ目標を掲げ、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞれの主体的なとりくみの促進を図ります。

住民のとりくみ目標

- あらゆる場において、「男性だから」「女性だから」といった性別による固定的な役割分担がないかどうかという視点に立ちます
- 「女性だから」「若いから」などと思わず、地域の自治会やPTAなどで積極的に発言し、役員にも挑戦します
- 地域や町の行事に参加し、さまざまな人とコミュニケーションをはかります
- 自主防災組織などの地域活動や、ボランティア活動に男女でともに参画します
- 家庭・地域・職場などの身近な場から、男女共同参画の実現をめざします
- 健康管理に関心をもち、いきいきと充実した生活を送ります
- DVやセクハラなどの人権侵害をなくします

地域団体の取り組み目標

- 団体の活動に性別の役割を固定化した慣習がないかどうか点検します
- 女性のエンパワーメントのための学習の機会を設定します
- 活動の中で個人の能力を発揮できるしくみについて検討します
- イベントや行事に男女がともに参画できるしくみについて検討します
- 生涯を通じて健康でいきいきと暮らすための機会を提供します
- DVや児童虐待などを早期発見するため、地域の見守り体制を充実します

企業の取り組み目標

- 男女共同参画に関するパンフレットやポスターを利用し、意識の浸透を図ります
- 誰もが個性と能力を発揮できるよう仕事の機会均等を図ります
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、柔軟な勤務形態の導入や労働環境の見直しにとりくみます
- 従業員などの健康管理のため、健診や啓発を充実します
- 人権侵害である暴力行為防止に向けた広報・啓発にとりくみます

2 行動計画の推進

計画の推進にあたっては、福祉課・人権推進室を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り、男女共同参画の視点に立ち総合的にとりくみます。

そのために、庁内内部における男女共同参画の意識付けをはかり、自然なかたちで庁内から町内に浸透するよう啓発や研修にとりくみます。

主な取り組み

- 計画の進捗管理については、庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業について毎年調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します
- 国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします
- 本町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます
- 施策の検証・評価については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、「猪名川町男女共同参画推進会議」に報告し、意見を求め、計画の実現に努めます
- 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための苦情対応ネットワークづくりを推進します